

夕張市老朽建築物等除却費補助金の概要

補助対象建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 昭和56年5月31日以前に着工された個人の所有している建築物で、住宅地区改良法施行規則第1条の規定により不良度を評価した場合、合算した評価点が百点以上である建築物。 ■ 固定資産税の課税対象となっている建築物。 (倒壊している建物はこの限りではない。)
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申請者及びその者と同一世帯を構成する者が市税等（市道民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税）を滞納していないこと。
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内の建設業者（解体業者を含む）と工事請負契約を締結し、除却工事を行わせること。 ■ 除却工事費（消費税を除く）が30万円以上であること。
補助額 補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却工事費（消費税を除く）の50%で限度額は40万円。 (補助金の額は1,000円未満を切り捨てる) ■ 補助対象外の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象となる老朽建築物等に付随する地下埋設物（浄化槽等）・ 柵・堀・植栽の移設、撤去及び除却に要する費用。 ・ 撤去及び除却後に行う敷地の盛土、舗装、柵及び堀等の設置に要する費用。 ・ 事務手数料及び登記等に要する費用。 ■ 国又は北海道等により移転、若しくは建替その他の補償等の給付を受ける場合は、当該除却工事の対象額を控除し、補助金の額を算定する。
補助申請	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>工事の着工前に申請を行う必要があります。</u> ■ 申請後、夕張市不良度調査等を実施します。 (対象老朽建築物内に入ります) ■ 工事の完了後に夕張市が現地検査を行います。
受付期間と 予算額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受付期間は、<u>令和8年4月1日(水)から予定件数に達するまで。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和9年3月1日までに工事完了ができない場合は、受付できません。 ・ 予定件数：20件 ※補助金額によって件数の変動はあります。